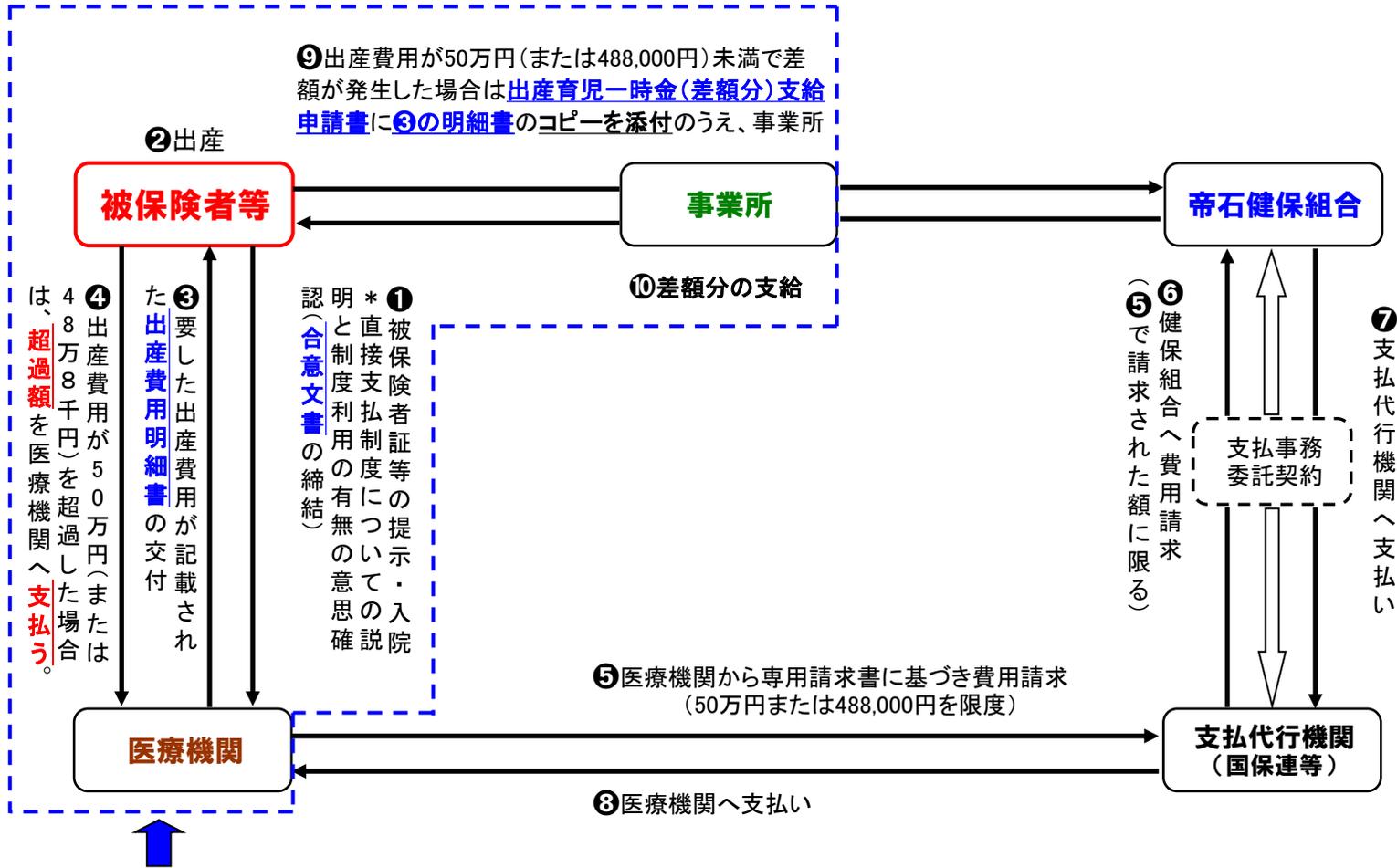


出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度の流れ



【直接支払制度を利用する際に被保険者の手続きを必要とする範囲と詳細】

- ① 直接支払制度を利用する場合、医療機関との合意文書の締結する。(2通作成し、被保険者と医療機関が各1通を保管)
- (② 出産)
- ③ 出産費用が記載された**出産費用明細書**の交付を受ける
- ④ 出産費用が50万円(または488,000円)を**超過した場合は、超過した額を医療機関へ直接支払う。**
- (⑤~⑧ 省略)
- ⑨ 出産費用が50万円(または488,000円)に満たなかった場合は、「**出産育児一時金(差額分)支給申請書**」に医療機関から交付された③の**出産費用明細書のコピー**を添付のうえ、事業所を通じて健保組合へ申請する。
- (⑩ 健保組合から事業所を通じて差額支給)